

○工学院大学再入学規程

(平成 25 年 4 月 1 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則第 29 条第 2 項および第 30 条第 3 項に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 再入学を出願できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本学を退学した者（学則第 31 条の懲戒処分による退学は除く。）

(2) 学則第 30 条第 1 号および第 3 号による被除籍者

2 再入学を出願できる期間は、退学または除籍した年度の翌年度から起算して 4 年以内とする。また、再入学を出願する者は、退学または除籍前の在籍期間を算入して通算 8 年以内に卒業の見込みがある者とする。

3 被除籍者が出願する場合には、再度除籍を受けることのないようにする旨の誓約書を本人および保証人連署のうえ、提出しなければならない。誓約に違背した場合は再除籍とし、再び入学することは認められない。

(出願できる学科)

第 3 条 再入学を出願する学科は、原則として退学または除籍前と同一の学科とする。

2 改組等により当該学科が存在しない場合は、退学または除籍前と同等分野の学科がある場合に限り出願することができる。

(入学時期および出願期間)

第 4 条 再入学の時期は、学年の始めとし、出願する時期は、前年度の 2 月 1 日から 2 月 15 日までとする。

(出願手続)

第 5 条 再入学を志願する者は、所定の再入学願に選考料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 選考料は、出願年度の入学検定料と同額とする。

(選考および入学許可)

第 6 条 志願者の選考は、当該学科が面接し、また必要に応じて試験等により行う。再入学許可は教授総会の意見を聴いて、学長が決定する。

(再入学金および学費)

第 7 条 再入学を許可された者は、指定の期日までに所定の再入学金および学費を納入しなければならない。

2 再入学金および学費は次のとおりとする。

(1) 再入学金は、再入学した年次の入学金の半額とする。

(2) 学費は、再入学した学科、年次の学費を適用する。

3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は、再入学許可を取り消す。

(単位認定)

第8条 再入学者に対しては、退学または除籍前に修得した単位の全部または一部を再認定することがある。この場合において、成績評価は、再入学前に認定されたものを採用する。ただし、2014年度以前の入学生については、再入学前に認定された成績評価は採用せず、GPAの計算にも算入しない。

(適用学則等)

第9条 再入学者には、再入学した年度の学則および諸規程を適用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 再入学取扱要項は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う変更。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 再入学前の成績評価の採用について追加。